



第1版
2016/10/24

情報処理安全確保支援士 登録の手引き

独立行政法人情報処理推進機構
IT人材育成本部 HRD イニシアティブセンター
情報処理安全確保支援士グループ

電話：03-5978-7561（平日：10:00～12:30、13:30～17:00）

ホームページ：<http://www.ipa.go.jp/siensi/>

本書を読むにあたって

本手引きは、国家資格「情報処理安全確保支援士」の登録資格を有する以下の方が、独立行政法人情報処理推進機構（略称：IPA）へ登録申請を行う際の手続きについて説明するものです。

- 情報処理安全確保支援士試験合格者
- 情報セキュリティスペシャリスト試験合格者（平成 21 年度～28 年度に実施）
- テクニカルエンジニア（情報セキュリティ）試験合格者（平成 18 年度～20 年度に実施）

本書において、以下の名称については、略称名を使用いたします。

	書類の正式名称	略称名
1	情報処理安全確保支援士登録申請書	登録申請書
2	情報処理安全確保支援士登録事項等公開届出書	登録事項等公開届出書
3	情報処理安全確保支援士登録事項変更届出書	登録事項変更届出書
4	情報処理安全確保支援士登録消除届出書	登録消除届出書
5	情報処理安全確保支援士登録証再交付申請書	登録証再交付申請書
6	情報処理安全確保支援士連絡先等変更届出書	連絡先等変更届出書
7	情報処理安全確保支援士登録証	登録証
8	情報処理安全確保支援士試験	支援士試験

新規登録申請に必要な書類一覧

下記に新規登録申請に必要な書類一覧を記載します。詳細については各ページをご参照ください。

①	登録申請書	P.6	IPA ホームページからダウンロードし、PDF ファイルに必要事項を入力後、印刷し自筆署名、押印 又は、登録申請書（手書き用）の PDF ファイルをダウンロードし、すべての項目を自筆で記入する ※以下を 2 ページ目に貼り付ける 9,000 円分の収入印紙（登録免許税） 登録手数料（10,700 円）の振込を証明する書類 ・金融機関などの窓口振込の場合：受領書等（原本） ・金融機関などの ATM 振込の場合：明細票等（原本） ・インターネットバンキングの場合：振込完了画面のコピー
②	誓約書	P.11	IPA ホームページからダウンロードし記入、押印 ※欠格事由に該当しないことを誓約するため
③	登記されていないことの証明書	P.11	法務局等で取得（3 ヶ月以内に取得のもの）、原本を提出 ※成年被後見人及び被保佐人に該当しないことを証明するため
④	身分証明書	P.12	本籍地の市区町村役所等で取得（3 ヶ月以内に取得のもの）、原本を提出（身元証明書という名称の場合もあり） ※後見登記の通知を受けていないことを証明するため
⑤	情報処理安全確保支援士試験合格証書又は情報処理技術者試験合格証書のコピー	P.12	・経過措置対象者の申請の場合には、情報処理技術者試験のうち情報セキュリティスペシャリスト試験、テクニカルエンジニア（情報セキュリティ）試験の合格証書のコピー ・紛失した場合は、IPA のホームページに掲載されている「合格証明書の交付手続き」を確認し、手続きに従って合格証明書の原本（コピー不可）を入手のうえ提出すること
⑥	戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し	P.12	市区町村役所等で取得（3 ヶ月以内に取得のもの） ※マイナンバーが記載されている住民票は受け取れません ※コピーは不可
⑦	登録事項等公開届出書	P.13	IPA ホームページからダウンロードし記入、押印 ※2 ページ目のアンケートも提出すること
⑧	登録申請チェックリスト	P.14	IPA ホームページからダウンロードし記入 ※郵送物の確認に利用

①～⑧の書類を同封のうえ、簡易書留でお送りください。

封筒の表書き 〒113-6591
東京都文京区本駒込 2-28-8
文京グリーンコートセンターオフィス 15 階

独立行政法人情報処理推進機構
IT 人材育成本部 HRD イニシアティブセンター
情報処理安全確保支援士グループ登録係宛

封筒の裏書き 差出人の住所、氏名

目次

本書を読むにあたって	1
新規登録に必要な書類一覧	1
概要	3
はじめに	3
個人情報に関する取扱い	3
登録資格要件	4
登録申請から登録証送付までの流れ	5
1.登録申請に必要な書類等	6
①登録申請書	6
②誓約書	11
③登記されていないことの証明書	11
④身分証明書	12
⑤支援士試験等の合格証書のコピー	12
⑥戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し	12
⑦登録事項等公開届出書	13
⑧登録申請チェックリスト	14
2.登録事項の変更	14
登録事項変更届出書	14
3.登録証の再交付	15
登録証再交付申請書	15
4.連絡先の変更	17
連絡先変更届出書	17
5.登録削除	18
登録削除申請書	18
6.死亡等の届出	19
情報処理の促進に関する法律施行規則第 23 条（同条第 2 号に該当する場合は除く）による届出書	19
送付方法・送付先	20

概要

はじめに

平成 29 年春開始予定の情報処理安全確保支援士試験合格者、その他これと同等以上の能力を有すると認められる方で、経済産業省令で定めるものが、「情報処理安全確保支援士」（以降「支援士」とする）になるには、独立行政法人情報処理推進機構に登録申請を行い、「情報処理の促進に関する法律（以降「法」とする）第 2 章第 2 節第 15 条」の規定に基づき、情報処理安全確保支援士登録簿（以降「登録簿」とする）に所定の事項についての登録を受けなければなりません。

つまり、支援士試験に合格した方、その他これと同等以上の能力を有すると認められる方は、国家資格である「情報処理安全確保支援士」になる登録資格要件を有しますが、支援士の名称を使用することはできません。登録簿に登録することによってはじめて支援士の名称を使用することができます。また、登録をしないで「情報処理安全確保支援士」という名称を使用した場合、罰則の適用を受けることとなります（法第 2 章第 2 節第 27 条、第 53 条）。

個人情報に関する取扱い

独立行政法人情報処理推進機構 IT 人材育成本部 HRD イニシアティブセンター 情報処理安全確保支援士グループは登録申請によって取得した個人情報を、本制度を確実かつ円滑に実施する目的で使用し、適切に管理します。

申請に係る手続きにより取得した事項は、登録事項の確認、講習の周知、登録証・講習受講計画・講習修了証の発送、経済産業省への報告などの必要業務のみに利用します。又、その業務を外部の事業者へ委託することがあります。委託する場合は、当該委託先と個人情報の取扱いに関する契約などを行うとともに、個人情報の安全管理が図られるよう適切な管理監督を行います。

個人情報保護についての詳細は下記のページをご参照ください。

<http://www.ipa.go.jp/about/privacypolicy/index.html>

登録資格要件

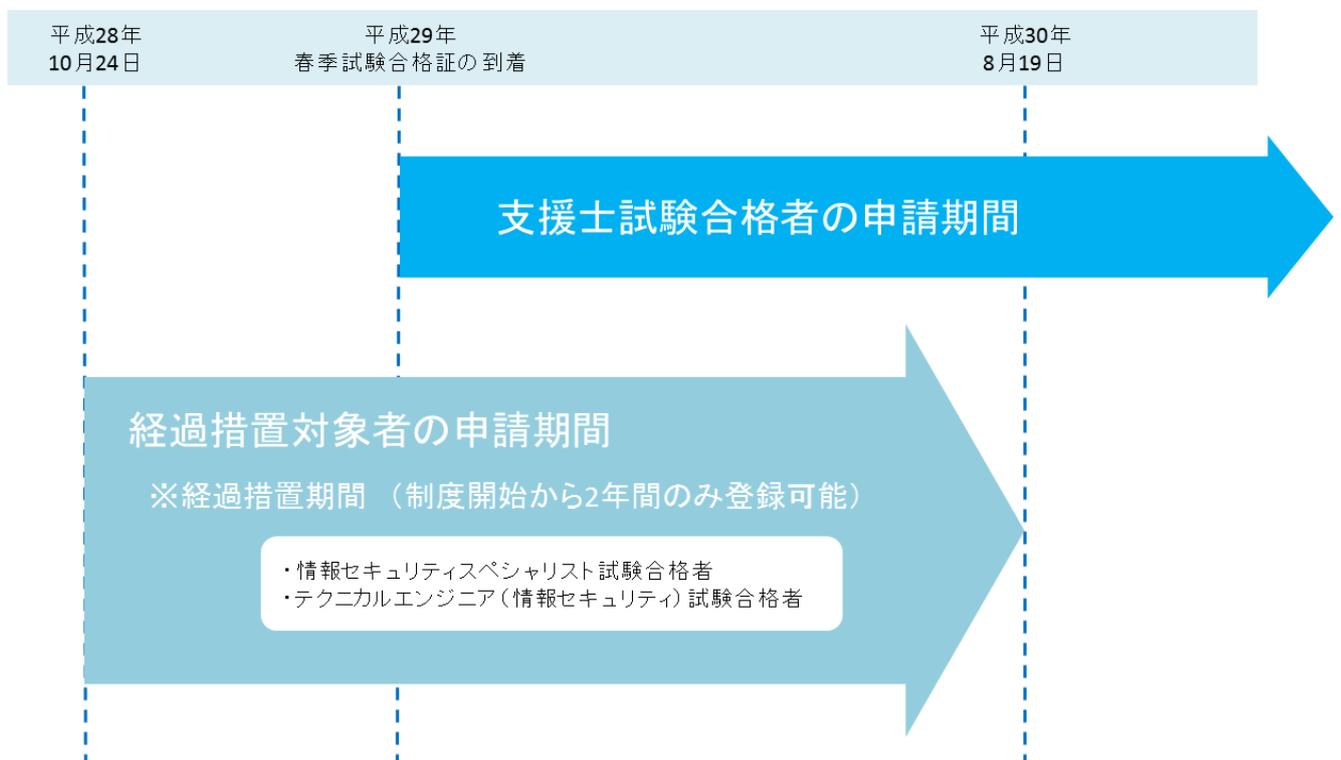
支援士への登録資格を有する方は、以下の通りです。

- 平成 29 年春開始予定の支援士試験に合格した方
- 以下の情報処理技術者試験に合格されている方（経過措置対象者）
 - ・情報セキュリティスペシャリスト試験（平成 21 年度～28 年度に実施）
 - ・テクニカルエンジニア（情報セキュリティ）試験（平成 18 年度～20 年度に実施）

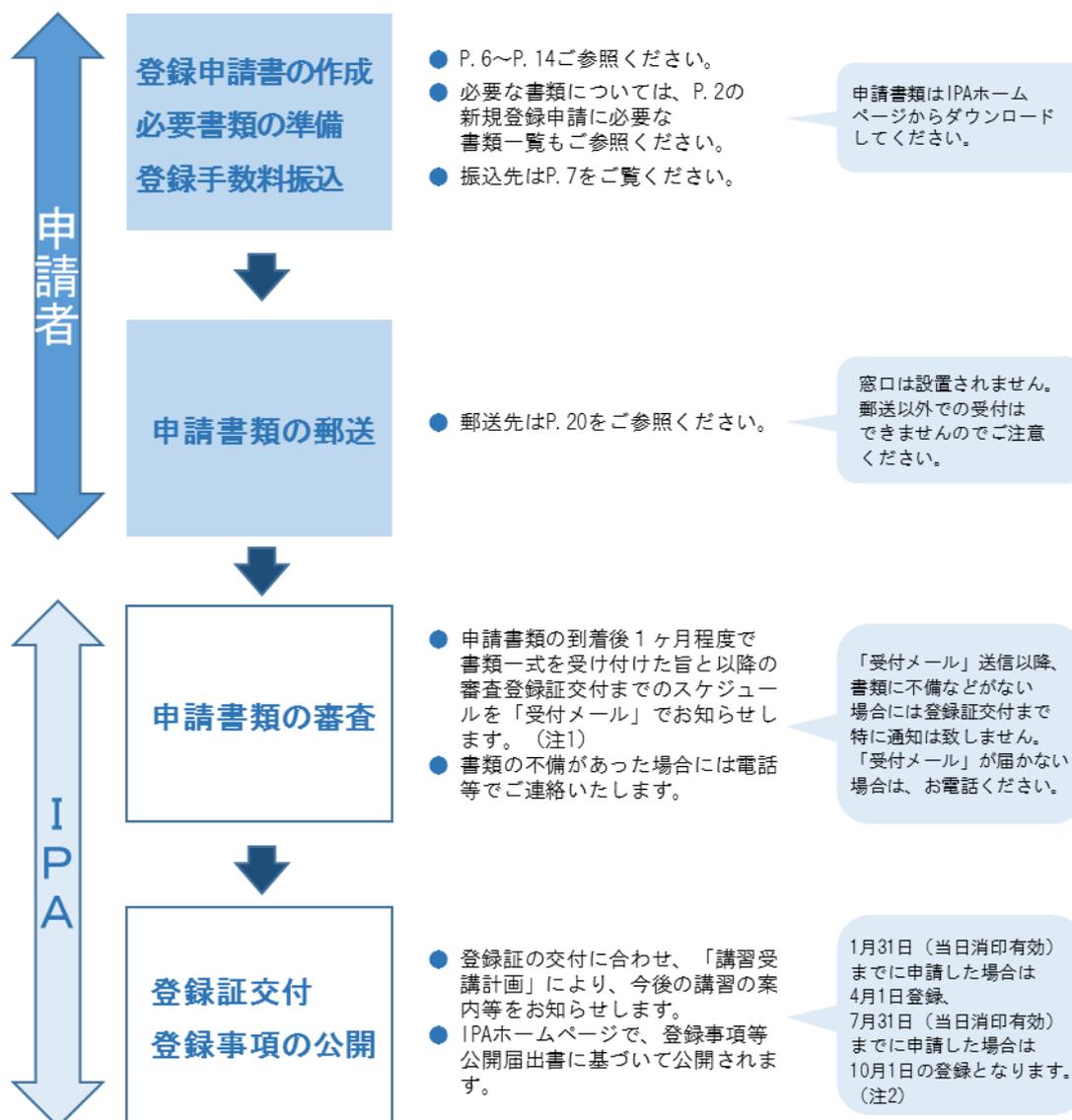
※経過措置対象者の方の支援士登録は、制度開始から 2 年間です。登録申請は平成 30 年 8 月 19 日（消印有効）まで受け付けます。

※経過措置対象者の方の支援士登録申請は、1 回のみとします。複数回の登録申請はできません。

※経過措置対象者の支援士登録申請について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。



登録申請から登録証送付までの流れ



(注1) IPA から送信するメールアドレスは riss-grp@ipa.go.jp です。
フィルタリング設定をしている場合は、「ipa.go.jp」ドメインのメールを受信できるようにしてください。

(注2) 新規の登録の場合、登録証は半年に1度交付されます。(4月1日、10月1日)
受付期限は登録日の2ヶ月前までとなります。1月31日（当日消印有効）と7月31日（当日消印有効）を過ぎた場合は、次回の登録日となるのでご注意ください。

※すでに支援士登録されている方が試験に合格し、再登録する場合は、
旧登録を登録削除申請書で削除すること（P.18を参考にしてください）。

1. 登録申請に必要な書類等

① 登録申請書

登録申請書は支援士として登録するための提出書類です。IPA ホームページから入力用フォーマット（入力内容が QR コードに自動変換される機能のついた PDF ファイル）をダウンロードのうえ、PC で入力を行ってください。入力後に印刷した紙に氏名、フリガナを手書きし、自筆で署名、押印し、他の書類とあわせてご郵送ください。

PDF ファイルは、登録申請書のページと、登録免許税の収入印紙及び登録手数料の払込みを証明する書類を貼り付けるページの 2 ページで一式となっています。

申請に必要な書類は PDF 形式となっております。PDF 形式ファイルをご覧いただくには、Adobe 社の Adobe Reader（推奨バージョンは、11 又は DC）が必要となります。お持ちでない方は Adobe 社サイトから最新の Adobe Reader（無償）をダウンロードし、インストールしてください。

※自宅等の PC で入力できない場合は、IPA ホームページから登録申請書（手書き用）をダウンロードし、印刷のうえ手書きし、ご郵送ください。

※入力用 PDF ファイルは、スマートフォンやタブレットには対応しておりません。

【登録免許税】

支援士登録の申請を行う場合、登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）に基づき、免許税 9,000 円を納付する義務があります。納付方法は郵便局等で 9,000 円分の「収入印紙」（注 3）を購入し、登録申請書の「収入印紙 添付欄」にはがれ落ちないように、しっかり貼り付けしてください（注 4）。はがれて紛失した場合は、IPA では責任を負いません。また、金額が不足している場合は、書類一式を返却しますので、正しい金額の収入印紙を貼り付けし再提出してください。

（注 3）都道府県が交付している「収入証紙」では受付できません。

（注 4）収入印紙は複数枚でもかまいません。収入印紙には、消印や割印等は行わないでください。使用済扱いとなるため無効となります。

【登録手数料】

支援士登録の申請を行う場合、登録免許税のほかに登録手数料 10,700 円を振込む必要があります。振込方法にあわせ下記書類を「金融機関等への支払を証明できる書類 貼付欄」に貼り付けてください。

- ゆうちょ銀行（郵便局）やその他の金融機関の窓口での振込の場合：受領書等（原本）
- 金融機関の ATM での振込の場合：明細票等（原本）
- インターネットバンキングでの振込の場合：振込完了画面のコピー

【振込先】

三菱東京 UFJ 銀行 東京公務部

普通) 口座番号 0014958

(独) 情報処理推進機構

ドク) ジョウホウシヨリスイシンキコウ

※ 振込手数料は、申請者をご負担ください。

【登録申請書（PC用）の記入例】※通常は、こちらの登録申請書を使用願います。

印刷は必ず申請書1ページ目の左下の「申請書印刷」ボタンを押して行ってください。ブラウザのメニュー等の印刷機能を使用するとQRコードが正しく作成されませんのでご注意ください。

<1ページ目>

情報処理安全確保支援士登録申請書

QRコードが印刷されます

印刷後、住民票と同じ字体を楷書で自筆する。登録証の印字等で住民票と異なる常用漢字および人名用漢字を希望する場合は、それを自筆する。登録証の印字等で旧姓又は通称の併記を希望する場合は、氏名の下に括弧書きまで自筆する。なお、旧姓と通称はいずれか一方しか申請できない

印刷後、自筆で記入、押印

IPAで使用。記入不要

プルダウンで○を選択

西暦を半角で入力

自宅の郵便番号、電話番号を半角、住所を全角で入力

「株式会社」等を省略せずに全角で正確に入力。学生の場合は学校名称等を入力

日中に連絡がつく電話番号（携帯電話等）を半角で入力

登録申請にあたり、IPAへ伝えておく必要がある事項があれば、その旨を全角で入力

1. 支援士試験合格の場合は合格証書番号を半角で入力、経過措置対象の試験に合格の場合も、その合格証書番号を半角で入力
2. 全部免除の場合は、事由を全角で入力

勤務先の郵便番号と電話番号を半角、住所を全角で入力。学生の場合は学校の所在地等を入力

主として利用するメールアドレスとその他のメールアドレスの2つを半角で入力、主として使用するメールアドレスをメール1に入力
※メール1は必須入力

立行政法人情報処理推進機構 理事長 殿

2016年10月24日

氏名(自署) 情報 確太郎

情報処理安全確保支援士の登録を受けたいので、情報処理の促進に関する法律施行規則第18条の規定に基づき、関係書類を添えて申請いたします。

フリガナ	ジョウホウ (アンゼン)	カクタロウ	性別	<input type="radio"/> 1. 男
氏名	情報 (安全)	確太郎		<input type="radio"/> 2. 女
生年月日	1111年1月1日生			
情報処理安全確保支援士となる資格	<input type="radio"/> 1. 情報処理安全確保支援士試験合格 (合格証書番号: 第 SC - 2016 - 04 - 99999 号) <input type="radio"/> 2. 情報処理安全確保支援士試験の全部免除 (事由:)			
自宅住所	〒113-8663 東京都文京区本駒込二丁目28番8号文京ブルーシャッター1501号室 (電話番号) 03-5978-7600			
勤務先名称	株式会社IPAサイバーコンサルティング			
勤務先所在地	〒113-8663 東京都文京区本駒込二丁目28番8号文京グリーンコート センターオフィス15階 (電話番号) 03-5978-7501			
連絡用電話番号	090-9999-9999			
電子メールアドレス	メール1 johokaku@ipa.go.jp メール2 johokaku@ocn.ne.jp			
その他				

申請書印刷 クリア

<2 ページ目>

収入印紙 貼付欄	金融機関等への支払を証明できる書類 貼付欄

備考 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 「申請番号」欄は、記載してはならない。
3. 「性別」の欄は該当するものに○印を付けること。
4. 「情報処理安全確保支援士となる資格」の欄は該当するものに○印を付け、合格証書番号又は事由を記載するとともに、合格証書の写し若しくは支援士試験の全部が免除となったことを証する書面の写しを添付すること。
5. この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙を貼付すること。
なお、機構に提出する場合には、機構の定める方法により登録手数料を納付すること。

登録免許税の収入印紙 9,000 円分を貼り付ける

登録手数料の 10,700 円を金融機関に振込んだ証明書を貼り付ける

※インターネットバンキングからの振込の際のパソコン画面のコピーのように大きいものは、同封でも可ですが、できるかぎり本用紙の空白等を使用し、貼り付ける

※振込手数料は申請者で負担

【登録申請書（手書き用）の記入例】

< 1 ページ目 >

情報処理安全確保支援士登録申請書

△△△△年△△月△△日

立行政法人情報処理推進機構 理事長 殿

氏名(自署)： 情報 確保 部 印

情報処理安全確保支援士の登録を受けたいので、情報処理の促進に関する法律施行規則第18条の規定に基づき、関係書類を添えて申請いたします。

フリガナ	ジョウホウ (アンゼン)	カクタクロウ	性別	① 男 2. 女
氏名	情報 (安全)	確保部		
生年月日	△△△△年 △△月 △△日 生			
情報処理安全確保支援士となる資格	<input checked="" type="radio"/> 1. 情報処理安全確保支援士試験合格 (合格証書番号：第SC-2016-04-99999号) <input type="radio"/> 2. 情報処理安全確保支援士試験の全部免除 (事由：)			
自宅住所	〒113-8663 東京都文京区本駒込二丁目2番6号文京ブルーシャトー1501号室 (電話番号) 03-5978-7600			
勤務先名称	株式会社IPAサイバーコンサルティング			
所在地	〒113-8663 東京都文京区本駒込二丁目2番6号文京グリーンコート センターオフィス15階 (電話番号) 03-5978-7601			
連絡用電話番号	090-9999-9999			
電子メールアドレス	メール1	joho-kaku@ipa.go.jp		
	メール2	johokaku@ocn.ne.jp		
その他				

住民票と同じ字体を楷書で自筆する(必須)。登録証の印字等で住民票と異なる常用漢字および人名用漢字を希望する場合は、それを自筆する。登録証の印字等で旧姓又は通称の併記を希望する場合は、氏名の下に括弧書きで自筆する。なお、旧姓と通称はいずれか一方しか申請できない

西暦で記入(必須)

自筆で記入、押印(必須)

IPAで使用。記入不要

あてはまる番号を○で囲む(必須)

西暦で記入(必須)

自宅の郵便番号、住所、電話番号を記入(必須)

「株式会社」等を省略せずに正確に記入。学生の場合は学校名称等を記入(任意)

1,2のいずれかに○をつける。「1.支援士試験合格」の場合は合格証書番号を記入を、経過措置対象の試験に合格の場合も、その合格証書番号を記入(必須)「2.支援士試験の全部免除」の場合は、事由を記入(必須)

日中に連絡がつく電話番号(携帯電話等)を記入(必須)

勤務先の郵便番号、住所、電話番号を記入。学生の場合は学校の所在地等を記入(任意)

登録申請にあたり、IPAへ伝えておく必要がある事項があれば、その旨を記入(任意)

主として利用するメールアドレスとその他のメールアドレスの2つを記入
主として使用するメールアドレスをメール1に記入
※メール1は必須記入

※2 ページ目は PC 用と共通

② 誓約書

支援士として登録するために、自身が欠格事由に該当しない旨を宣言する書類です。IPA ホームページから PDF ファイルをダウンロードして印刷し、必要事項を記入、押印のうえ、登録申請書とあわせて郵送してください。

【記入例】

The image shows a sample of an affirmation form (誓約書) with several fields highlighted by blue boxes and arrows:

- 西暦で記入**: Points to the date field at the top right, which contains "△△△△年△△月△△日".
- 自宅住所を記入**: Points to the address field, which contains "東京都文京区本郷△△".
- 自筆で記入、押印**: Points to the signature field, which contains the name "情報 確太郎" (Information Kaku太郎) and a red circular seal.
- 生年月日を西暦で記入**: Points to the date of birth field, which contains "△△△△年△△月△△日 生".

The form itself contains the following text:

誓約書

△△△△年△△月△△日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 殿

申請人

自宅住所 東京都文京区本郷△△

〒△△△△番△△号

氏名 情報 確太郎 (印)

(自署)

生年月日 △△△△年△△月△△日 生

私は、次の各号に該当する者ではないことを誓約いたします。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 二 以下のいずれかの罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
 - (一) 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第五十一条、第五十二条又は第五十三条
 - (二) 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百六十八条の二又は第百六十八条の三
 - (三) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第十一条、第十二条又は第十三条
- 三 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第十九条第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

③ 登記されていないことの証明書

「登記されていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人に該当しないことの証明）」を東京法務局後見登録課、全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課窓口で、又は郵送で申請し、発行手続きを行ってください。3ヶ月以内に発行された原本を登録申請書とあわせて郵送してください。

※登記されていないことの証明書の申請・発行の手続きについては、各市区町村の法務局にお問合せください。

④ 身分証明書

「身分証明書（後見登記の通知を受けていないことの証明）」を本籍地のある各市区町村の窓口又は郵送で申請、発行手続きを行ってください。3ヶ月以内に発行された原本を登録申請書とあわせて郵送してください。

※この身分証明書は、自動車免許や健康保険証等のコピーではありませんので、ご注意ください。

※この身分証明書は、身元証明書という名称の場合もあります。

⑤ 支援士試験等の合格証書のコピー

支援士試験に合格された方は、支援士試験の合格証書のコピーを、登録申請書とあわせて郵送してください。経過措置対象者の方は、情報セキュリティスペシャリスト試験、又はテクニカルエンジニア（情報セキュリティ）試験の合格証書のコピーを、登録申請書とあわせて郵送してください。

※合格証書を紛失した場合は、IPA ホームページに掲載されている「合格証書の交付手続き」を確認し、手続きに従って合格証明書の原本（コピー不可、手数料 700 円）を入手し郵送してください。

⑥ 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し

登録申請書の氏名を確認できるように「戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（注5）」（全てコピー不可）のいずれか3ヶ月以内に発行されたもの1通を、登録申請書とあわせて郵送してください。なお、支援士の登録事務は、個人番号（マイナンバー）を利用できる事務の対象外のため、個人番号（マイナンバー）の記載された住民票は受け取ることができません。住民票については個人番号（マイナンバー）の記載されていないものをご用意ください。ただし、個人番号（マイナンバー）の記載された住民票の写しを提出される場合には、個人番号（マイナンバー）の部分にマスキング（黒塗り）をしたうえで提出願います。

（注5）結婚等により現在の氏名と合格証書の氏名が異なる場合は、変更前の氏名を併記したものを提出してください。また、出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる方については、旅券その他の身分を証明する書類の写しの原本（コピー不可）を提出してください。

⑦ 登録事項等公開届出書

登録証交付の後に、IPA ホームページで公開予定の登録事項に関する届出書です。登録事項の項目 1～6 の公開を希望しない場合も、必ず登録申請書とあわせて郵送してください。登録事項等公開届出書は IPA ホームページから PDF ファイルをダウンロードして印刷し、必要事項を記入のうえ、登録申請書とあわせて郵送してください。なお 2 ページ目に公開についてのアンケートが添付されていますので、回答のうえ同封してください。

【記入例】

情報処理安全確保支援士登録事項等公開届出書	
△△△△年△△月△△日	
独立行政法人情報処理推進機構 理事長 殿	
氏名(自署): 情報 確太郎 (印)	
情報処理安全確保支援士の登録事項等の公開に関して、以下のとおり届け出ます。	
(AかBを選択し、○印を記入)	
<input checked="" type="checkbox"/>	A. 下記事項(1～6)のうち、○印を付けた事項を公開する。
→ Aを選択した場合、公開する事項に○印をつけてください(複数選択可)。	
<input type="checkbox"/>	1. 氏名(姓・名)
<input type="checkbox"/>	2. 生年月(生年月日の年月のみ)
<input type="checkbox"/>	3. 資格試験合格証書番号
<input type="checkbox"/>	4. 自宅住所(都道府県のみ)
<input type="checkbox"/>	5. 勤務先名称
<input type="checkbox"/>	6. 勤務先住所(都道府県のみ)
<input type="checkbox"/>	B. 上記事項(1～6)は公開しない。
<p>備考 1. 以下の事項については IPA のホームページで公開するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・登録番号・登録年月日・支援士試験に合格した年月・講習の修了年月日 <p>2. 新規登録申請をする際には必ず提出すること。</p> <p>3. 支援士登録後に、公開に関する届出事項を変更する場合は、再度本届出書を提出すること。その際は、以前に届け出ている事項に関係なく、今回○印をつけた事項を有効とする。</p>	

自筆で記入、押印

どちらか1つ選択

Aを選択の場合、1～6を選択(複数選択可)

⑧ 登録申請チェックリスト

申請に必要な書類等のチェックリストです。IPA ホームページから PDF ファイルをダウンロードして印刷し、郵送書類の確認結果をチェックリストに記入したうえで、登録申請書とあわせて郵送してください。

2. 登録事項の変更

登録事項等変更届出書

登録証に記載された氏名、生年月日の変更が必要となった場合に提出する書類です。旧姓又は通称の使用申請又は廃止申請の際にも使用します。IPA ホームページから PDF ファイルをダウンロードして印刷し、必要事項を自筆で記入、押印のうえ、登録証（原本）、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写しの原本（コピー不可）、手数料 900 円を振込んだ証明書等とともに郵送してください。

※振込手数料は、申請者でご負担ください。

【提出物】

- 登録事項変更届出書
- 登録証の原本（コピー不可）
- 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写しの原本（コピー不可）
（P.12 を参考にしてください）
- 手数料振込証明等（振込方法は「登録手数料」と同じで、手数料は 900 円です）

【記入例】

情報処理安全確保支援士登録事項変更届出書

△△△△年△△月△△日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 殿

登録番号 : 第XXXXXXXXXX号

氏名(自署) : XX XX X 

情報処理安全確保支援士の登録事項について、下記のとおり変更がありましたので、
情報処理の促進に関する法律施行規則第20条の規定に基づき、関係書類を添えて届け
出ます。

登録事項	変更前		変更後	
(フリガナ)	XX	XXX	XX (ジョウホウ)	XXX (カクジロウ)
氏名	XX	XXX	XX (情報)	XXX (確次郎)
生年月日	年 月 日 生		年 月 日 生	

備考1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 機構に提出する場合には、機構の定める方法により登録事項の変更等の手数料
を納付し、収入印紙は、貼付しないこと。
3. 変更の事実を証する書面を添付すること。

住民票と同じ字体を楷書で自筆する。登録証の印字等で住民票と異なる常用漢字および人名用漢字を希望する場合は、それを自筆する。登録証の印字等で旧姓又は通称の併記を希望する場合は、氏名の下に括弧書きで自筆する。なお、旧姓と通称はいずれか一方しか申請できない

西暦で記入

登録証に記載の登録番号を記入

自筆で記入、押印

3. 登録証の再交付

登録証再交付申請書

登録証を滅失や汚損した際に再交付を申請する場合に提出する書類です。IPA ホームページから PDF ファイルをダウンロードして印刷し、必要事項を自筆で記入、押印のうえ、手数料 900 円を振込んだ証明書等とともに郵送してください。手数料振込の証明書等は、本申請書の裏面に貼り付けてください。

「汚損」又は「破損」による再交付を受けようとする場合は、登録証の原本（コピー不可）の同封が必要です。

※振込手数料は、申請者でご負担ください。

【提出物】

- 登録証再交付申請書
- 登録証の原本（コピー不可）（汚損・破損の場合のみ）
- 手数料振込証明書等（振込方法は「登録手数料」と同じで、手数料は900円です）

【記入例】

情報処理安全確保支援士登録証再交付申請書				
△△△△年△△月△△日				
独立行政法人情報処理推進機構 理事長 殿				
登録番号：第XXXXXXXXXX号				
氏名（自署）：情報 確六郎 <input type="checkbox"/>				
情報処理安全確保支援士登録証の再交付を受けたいので、情報処理の促進に関する法律施行規則第21条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。				
記				
再交付を受ける理由	<table border="1"><tr><td><input checked="" type="radio"/> 1. 登録証を滅失した。</td></tr><tr><td><input type="radio"/> 2. 登録証を汚損した。</td></tr><tr><td><input type="radio"/> 3. 登録証を破損した。</td></tr></table>	<input checked="" type="radio"/> 1. 登録証を滅失した。	<input type="radio"/> 2. 登録証を汚損した。	<input type="radio"/> 3. 登録証を破損した。
<input checked="" type="radio"/> 1. 登録証を滅失した。				
<input type="radio"/> 2. 登録証を汚損した。				
<input type="radio"/> 3. 登録証を破損した。				
<p>備考1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 2. 機構に提出する場合には、機構の定める方法により登録事項の変更等の手数料を納付し、収入印紙は、貼付しないこと。 3. 登録証の汚損又は破損により再交付を受けようとする場合は、当該登録証を添付すること。</p>				

西暦で記入

登録証に記載の登録番号を記入

自筆で記入、押印

該当の再交付理由の番号を○で囲む

※なお、紛失により再発行した場合、その後、紛失した登録証を発見したときは、速やかにIPAに返送してください。

4. 連絡先の変更

連絡先等変更届出書

支援士の自宅住所、電子メールアドレス、勤務先等の連絡先を変更する場合に提出する書類です。登録申請後、登録前・登録後にかかわらず、連絡先の変更があった場合は申請が必要です。IPA ホームページから PDF ファイルをダウンロードして印刷し、必要事項を記入、押印のうえ郵送してください。

【記入例】

情報処理安全確保支援士連絡先変更届出書

△△△△年△△月△△日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 殿

登録番号 : 第XXXXXXXXXX号

氏名(自署) : 情報 確太郎 

情報処理安全確保支援士の登録事項について下記のとおり変更がありましたので、届け出ます。

登録事項	変更前	変更後
自宅住所	〒 (電話番号)	〒 (電話番号)
勤務先	名称 〒 (電話番号)	〒 (電話番号)
	所在地 (電話番号)	(電話番号)
連絡用電話番号	090-1234-5678	090-8765-4321
電子メールアドレス	メール1 joho-kaku@ipa.go.jp	メール1 joho-anz@ipa.go.jp
	メール2	メール2

備考 変更のある項目のみ変更前、変更後を記入すること。

西暦で記入

登録証に記載の登録番号を記入

自筆で記入、押印

変更する連絡先については、いずれも変更前の内容と、変更後の内容を記入

5. 登録削除

登録削除申請書

支援士の業を廃止する場合に提出する書類です。IPA ホームページから PDF ファイルをダウンロードして印刷し、必要事項を自筆で記入、押印のうえ、登録証の原本（コピー不可）とともに郵送してください。

※すでに支援士登録されている方が試験に再合格し、再登録した場合は、旧登録を本申請で削除してください。

【提出物】

- 登録削除申請書
- 登録証の原本（コピー不可）

【記入例】

情報処理安全確保支援士登録削除届出書	
△△△△年△△月△△日	
独立行政法人情報処理推進機構 理事長 殿	
氏名（自署）： 情報 確太郎 印	
<small>情報処理安全確保支援士の業を廃止するので、情報処理の促進に関する法律施行規則第24条の規定に基づき、届け出ます。</small>	
氏名	情報 確太郎
登録番号	第 × × × × × × × × × × 号
<small>備考 登録証（原本）を添付すること。</small>	

西暦で記入

自筆で記入、押印

削除を受けようとしている方の氏名を記入

削除を受けようとしている方の登録番号を記入

6. 死亡等の届出

情報処理の促進に関する法律施行規則第23条（同条第2号に該当する場合は除く）による届出書

支援士が死亡し、又は失踪の宣言を受けた場合は、戸籍法に規定する届け出義務者若しくは法定代理人は、遅滞なく、その旨を届け出なければなりません。IPA ホームページより PDF ファイルをダウンロードして印刷し、必要事項を記入、押印のうえ、登録証の原本（コピー不可）と当該事実を証する書面を添えて郵送してください。

【記入例】

情報処理の促進に関する法律施行規則第23条 (同条第2号に該当する場合は除く)による届出書		西暦で記入
△△△△年△△月△△日		
独立行政法人情報処理推進機構 理事長 殿		
氏名(自署): 情報 花子 (印)		届出義務者若しくは法定代理人が自筆で記入、押印
情報処理の促進に関する法律施行規則第23条(同条第2号に該当する場合は除く)の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。		
氏名	情報 確太郎	登録証に記載の登録番号を記入
登録番号	第 × × × × × × × × × 号	
理由	当人死亡により	
備考1. 登録証(原本)を添付すること。 2. 氏名(自筆)は、当該情報処理安全確保支援士又は戸籍法に規定する届出義務者若しくは法定代理人とする。 3. 当該事実を証する書面を添付すること。		

送付方法・送付先

必要書類を封書に入れ、簡易書留でお送りください。

なお、郵送以外での受付はできませんので、ご注意願います。

【封筒の表書き】

〒113-6591

東京都文京区本駒込 2-28-8

文京グリーンコートセンターオフィス 15 階

独立行政法人情報処理推進機構

IT 人材育成本部 HRD イニシアティブセンター

情報処理安全確保支援士グループ登録係宛

【封筒の裏書き】

差出人の住所、氏名

【問合せ】

独立行政法人情報処理推進機構

IT 人材育成本部 HRD イニシアティブセンター

情報処理安全確保支援士グループ

電話 03-5978-7561（平日：10:00～12:30、13:30～17:00）

メール riss-grp@ipa.go.jp（添付ファイル不可）